

下水道課

☎973-17977

平成30年度 合併処理浄化槽
設置補助金について

河川の水質向上を図るために有効な合併処理浄化槽の設置費用に対する補助事業を行っています。ご不明な点は下水道課までお問い合わせ下さい。

【対象地域】

・公共下水道事業計画区域以外の地域
・公共下水道事業計画区域内で、7年以上下水道の整備が見込まれない地域

【対象者】転換（汲み取り槽や単独浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替え）に伴う申請を優先し、対象数に達しない場合に新築に伴う申請者を受け付けします。対象数を超えた場合は抽選となります。

●補助決定から平成31年2月までに設置工事を完了し実績報告の提出ができる方が対象です。

《次の場合は補助対象外となります》

- ① 浄化槽法、建築基準法等の関連している法令に違反している場合
- ② 土地、住宅等を借りている者で、賃貸人等の承諾が得られないもの
- ③ 市税等を滞納しているもの
- ④ 合併処理浄化槽設置工事着工済み又は設置済みの場合

【対象数】8基(5人槽のみ)

【補助限度額】33万2千円

【事前申込期間】

4月20日(月)～5月31日(木)

【申込先】

下水道課

☎973-17977

農政課

☎923-17607

油の処分：どうしてますか？

市では、使用済みの天ぷら油を回収しています。市内4箇所に回収用容器を設置しています。

お近くの回収場所へ、お持ちください。

【回収場所】

- ・本庁舎西棟(地下1階エレベーター前)
- ・右川庁舎(正面玄関)
- ・勝連地区公民館入口
- ・与那城地区公民館入口

【お願い】

- ① 植物性の油のみ(※ラードなどの動物性油は再資源化できません。)
- ② 油がこぼれないようペットボトルなどのふたの閉まる容器でお持ちください。
- ③ ②の容器のまま回収用容器に入れてください。
- ④ 天ぷらカスは取り除いてください。

マイナンバーカードの
休日交付日

【4月】

28日(土)、29日(日)

【5月】

12日(土)、13日(日)

26日(土)、27日(日)

※交付通知が届いた方のみです。

※事前予約が必要です、
電話予約のうえお越しください。

【問】市民課

☎989-5410

森林に関する届出について

次の場合には、森林法に関する届出が必要です。

※土地の地目が山林以外(雑種地や原野)となっている場合もありますのでご注意ください。

森林の伐採を行うときは

森林の立木を伐採するときは、森林法第10条の8第1項の規定により、伐採を始める90日から30日前までに届出書の提出が必要です。ただし、保安林に指定されている場合、または1haを超える伐採は、知事へ許可申請を行ってください。



火入れを行うときは

市内の森林または森林の周囲1kmの範囲内にある土地で、その土地にある立木、雑草等を面的に焼却する場合には、火入れを行う10日前までに申請が必要です。



森林の土地を取得したときは

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者となった方は、取得した土地のある市町村長への届出が義務付けられました。

【届出対象者】	個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方。 (ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外)
【届出期間】	土地の所有者となった日から90日以内
【届出書記載事項】	・届出者と前所有者の住所氏名 ・所有者となった年月日 ・所有権移転の原因 ・土地の所在場所・面積 ・土地の用途等
【添付書類】	・登記事項証明書(写し可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し ・土地の位置を示す図面